

福知山市における再生可能エネルギー 事業の推進に関する提言書

平成30年3月

福知山市再生可能エネルギー事業化検討会議

1. 本提言の目的

福知山市ではこれまで、平成24（2012）年度に「福知山市再生可能エネルギー活用調査会」を設置し、市域に眠る再生可能エネルギーの賦存量や地域特性の調査、基本方針などの検討を経て、平成27（2015）年3月に「福知山市再生可能エネルギー活用プラン」として取りまとめた。その中で、「再生可能エネルギーが導く、人と地域と未来の環のまち福知山」の実現に向け、「人の環」「地域の環」「未来の環」という3つの視点で基本理念と基本方針が示され、「市民協働型発電事業・地域貢献型発電システムなどの推進」、「再生可能エネルギーによる地産地消型地域づくりの推進」、「エネルギーを通じた世代間交流の推進」を基本方針として、平成25（2013）年度に1.2%だった市内のエネルギー自給率を、10年後の平成35（2023）年度には6.4%にするという目標が掲げられている。

このプランを活用しつつ、時代に合った事業を進めるため、今回、「福知山市再生可能エネルギー事業化検討会議」が設置され、地球温暖化防止及び地域経済の活性化を目的に、市域に便益を生み出し、事業として成立する具体的な再生可能エネルギーのビジネスモデルを検討した。

本提言は、これから福知山市で企画・実践される再生可能エネルギー事業について、福知山市の基本的なスタンス（姿勢）を設定し、それに沿った具体的な事業例を提案することで、持続可能な地域社会実現のための包括的な取り組みに資することを目的として、取りまとめるものである。

エネルギーに関する多様かつ喫緊の地域課題は、これまで行政の各部局でバラバラに議論・対応されることが多かった。しかしながら、エネルギーは人間社会を機能させる根本的な要素であり、行政の各部局が統一見解をもって、それぞれの受け持つ分野で業務を遂行することは、地域全体の持続可能性を高めることに直結するため、全庁的・部局横断的な取り組みが求められる。またその担い手も、行政のみならず、民間事業者、市民など、多様な利害関係者の参加と協働が不可欠となる。

以上の点を大前提として、本提言では、はじめに「2. ビジョンの策定にあたって」で本提言を取りまとめるにあたっての社会的背景と現状の課題を確認し、次に、「3. 収奪型ではなく、域内循環型の再エネ普及を〔事例研究〕」で福知山市の方向性を定めるために参考となる日本各地の先進事例を紹介した上で、「4. エネルギー政策への基本的スタンスと自治体の役割」の中で再生可能エネルギー事業の推進を含めた福知山市のエネルギー政策への基本的スタンスを提言する。それに基づいて、「5. 福知山市関連施設（及び土地）の活用に関する提言」において現在市が検討している市域内の再生可能エネルギー事業の方向性を検討し、「6. 福知山のポテンシャルを活かした再エネ事業の展開に関する提案」で基本的スタンスに基づいた再生可能エネルギー事業の提言を行う。

2. ビジョンの策定にあたって

パリ協定による脱炭素型社会への取り組みや、SDGs（持続可能な開発目標）の地域レベルでの啓発など、国際的に持続可能な発展の実現に向けた取り組みが進んでいる。

日本においては、東日本大震災及び福島第一原発事故以降、脱原発・エネルギー源の転換や、エネルギー自給率の底上げ、エネルギー自立といった新たな課題が提起され、これらの解決に寄与する再生可能エネルギーの普及への取り組みが喫緊の政策課題となっている。

さらに、急激に進む少子高齢化による地方都市や農村地域の過疎化や、国際的な経済停滞と担い手不足による地域経済の衰退により、地域の持続可能性は危機に直面している。

この「エネルギー源の転換」と「地域社会の持続性の確保」は、現在日本社会が直面する2大課題であるが、それは福知山市にもそのまま当てはまる。

より具体的には、「エネルギー源の転換」の観点では、福知山市は高浜原子力発電所から半径30kmの緊急時防護措置準備区域（UPZ）圏内にあり、原子力災害時に影響が及ぶ地域として、地域防災計画や住民避難計画の策定、安定ヨウ素剤の備蓄、定期的な避難訓練など、万が一への備えが行われているが、実際に高浜発電所が稼動していることから、地域住民の不安の声も多く、また販売農家数も府内第2位の規模であることから、もし事故があった場合の健康被害や風評被害等への危機感もあり、再生可能エネルギーへの転換を求める声も多い。

その一方で、福知山市は工業や商業も盛んな地域であり、府内有数の工業団地である長田野工業団地が立地し、また、大型商業施設などの施設も数多く立地しており、電力の安定供給はかかせないものとなっている。このため、様々な形での分散型電源の確保が必要となっている。

また、エネルギー費用の域外流出の話でいえば、日本は化石燃料代として海外に年間約12兆円が支払われており、一人当たりに換算すると年間約10万円であり、福知山市の人口約8万人で換算すれば、年間約80億円が流出している計算である。

さらに、化石燃料の使用は温室効果ガスを排出するため、地球温暖化にもつながっている。その影響は福知山市でも確実に出てきており、局地的豪雨や台風による自然災害も多く、特に由良川流域においては度重なる水害に見舞われ、ここ5年の間にも大きな浸水被害は3度も起り、平成26年度の水害では死者1名、負傷者1名、家屋被害4500棟と甚大な被害となった。由良川は海から40km離れた福知山市街地でも海拔がわずか10mで、かなり勾配が緩い河川であり、上流から激しく流れ込んだ山水が盆地である福知山地域にとどまり、さらに森林内に放置された未利用間伐が流木となって川を塞ぐため、被害の拡大を招いている。地球温暖化による気候変動に対する適応策と緩和策は福知山市でも必要であり、より一層の減災対策や温室効果ガスの削減が求められる。

もう1つの課題である「地域社会の持続性の確保」の観点では、福知山市も地方都市である以上、過疎化や高齢化が進んでおり、限界集落は全327自治会のうち34自治会（平成27年国勢調査）で、高齢化率は28.8%（平成28年）である。

高齢化による健康・医療・福祉などの社会保障経費の増大や、過疎などの人口規模の縮小に伴う税収減により、今後は、市の各種サービスの維持や新たな地域活性化施策の展開、市民の生活環境の向上など、あらゆるサービスに必要な財源が不足し、財政構造の硬直化がますます進むこととなる。広い地域に多数点在する公共施設の老朽化も進み、未利用地の活用方法も含め、再検討の必要が出てきている。将来世代への負担にならないようなくみづくりが急務である。

市民・企業・行政・NPO等の利害関係者が、これらの現状をそれぞれ自分のこととして理解し、実際に行動を起こしていくかどうかも重要であり、例えば、市民であれば再エネ・防災への取り組みや、地域の代表を選ぶ選挙などに関心を持つことであったり、企業ではCSR（社会的責任）の観点からの地域での活動や連携促進、行政では再エネなどの率先実行及びそれを可能にする行政改革の意識などが挙げられ、それぞれの意識の向上が必要である。

これらの課題を解決していくことが、安心・安全で持続可能なまちづくりを図る上で、急務となっている。

3. 収奪型ではなく、域内循環型の再エネ普及を【事例研究】

平成24（2012）年、日本においても再生可能エネルギーによる電力の固定価格買取制度（いわゆるFIT制度）が整備され、再生可能エネルギーに対する投資回収が計算できるものになったことから、急速に再エネ普及が進んできた。とりわけ太陽光発電は、平成29（2017）年1月末までに制度導入前に比べて6倍に増加しており、爆発的とも表現できる増加率を示している。

しかしながら、その所有者を見てみると、都道府県外の法人が所有していることが少ないと指摘されており（平成27（2015）年 櫻井あかね「再生可能エネルギーの固定価格買取制度導入後の日本における地域エネルギー利用の課題：大規模風力発電所とメガソーラーの「所有性」に着目して」）、この場合、事業収益のほとんどが地域外に流出し、地域にはわずかばかりの固定資産税しか残らない。この構造は「収奪型」だという批判もある。現在、日本の各地でメガソーラー建設に対する反対運動がおこるようになっており、その背景には、景観問題に加えて、このような収奪構造が存在するといえる。

福知山における今後の再生可能エネルギー普及を円滑に行おうとするならば、地域の軋轢を生みかねない収奪型の再エネ設備設置は極力避ける必要がある。逆に、地域内の主体が自治体と連携して再エネ普及を担い、エネルギー問題と合わせて地域の諸問題を解決す

ることで、普及が円滑に進む可能性がある。そして、以下のように、日本の各地で実際にそのような事例が生まれている。

＜北海道下川町の例＞

北海道下川町は、人口約3300人の街である。鉱山の閉山や鉄道の廃線による過疎化に悩まされてきた街であったが、森林資源を活かしたまちづくりが奏功し、現在では転入者が増加しており、全国から注目を集めている。

町内には各所で木質バイオマスによる熱供給が行われ、すでに公共施設の熱需要の64.1%、町全体の熱需要の45%が賄われている。これにより、エネルギー費として流出していた費用を地域内に循環させることに成功している。

特筆すべきは、一の橋地区での取組みである。かつて林業で栄え、2000人以上が暮らしたこの地域は、林業の衰退と鉄道の廃線などにより急速に過疎化が進み、人口は100人を切るまでに減少した。高齢化率は、一時期には50%を超えるに至った。そこで町は、駅があった場所に「一の橋バイオビレッジ」を建設。高性能な町営住宅、カフェ、郵便局、集会所などを整備した。これにより、お年寄りは雪かきの必要なく快適に暮らすことができるようになった。また、1人暮らしの若者や子育て世帯も移り住み、多様性に富むコミュニティが形成されている。近隣には新築住宅も建築されるようになり、地域の高齢化率は30%を切るまでに低下している。バイオビレッジには木質バイオマスボイラーが併設され地域熱供給が行われて、余った熱は温室でのシイタケ栽培に活用されている。このシイタケ栽培は30人の雇用を生み、地域の仕事づくりにもつながっている。

＜福岡県みやま市の例＞

みやま市は、福岡県南部に位置する街である。平成に入るまで5万人以上いた人口は、急速な減少を続け、現在では3万8000人にまで減少している。

平成27（2015）年、みやま市は、地域外に流出しているエネルギー費を域内に留めるべく、55%を出資する「みやまスマートエネルギー株式会社」を設立した。同社は、「地域で電力を地産地消することでみやま市に新しい『お金の還流』を生み出す」（同社ウェブサイトより）ことを目指して発電及び小売り事業を実施。市の公共施設に供給するほか、民間の戸建て住宅にも供給し、市の水道とのセット販売も行っている。

併せて同社は、「行政が実施できないサービスと電力販売とセットで提供し、法律で設定された条件からはみ出す対象の市民をサポートする」（同社資料より）ことを掲げ、省エネアドバイスや高齢者の見守りサービス、買い物支援サービスなどを行っている。買い物支援サービスは、同社が地域の商店街と連携して行うもので、高齢者等がタブレットを使って発注すると、同社の社員が商店街で買い物を行って届ける仕組みとなっている。つまり、

エネルギー事業を軸にしながら社会的に弱い立場の人のサポートを行うことで、環境・経済・社会の統合的発展が図られている。

福知山市においても、地域外業者が場所だけを借りて実施し、単発の事業で終わってしまう形の再エネ事業ではなく、お金が地域内で循環し、さらなる再エネ事業や他の便益の創出につながる「地域循環型」の再エネ事業が行われることが望まれる。

4. エネルギー政策への基本的スタンスと自治体の役割

前節で紹介した先進事例に共通する点が、エネルギー政策に対する地方自治体の基本的スタンス（姿勢）がしっかりと設定され、それに沿って首尾一貫した取り組みを進めていることである。福知山市においても、平成27（2015）年3月に「福知山市再生可能エネルギー活用プラン」を設定しているが、重要なのはここで示された基本理念・基本方針を、持続可能な福知山市の実現に向けたエネルギー政策のスタンスとしてしっかりと堅持・実践していくことである。そのために必要となる要点として、以下の項目を提言する。

- 福知山市は、再生可能エネルギー事業を、持続可能な地域社会を実現するツールとして認識し、それを柱とした地域基盤作りに全庁的・部局横断的に率先して取り組む【全庁的かつ率先した取り組みの確保】。
- 福知山市は、地域に豊富な再生可能エネルギー源があることを認識し、その有効活用を積極的に推進する。特に短期的に事業化を目指すエネルギー源としては、太陽光、小水力、バイオマス、太陽熱が挙げられる【多様なエネルギー源の認識】
- 福知山市は、再生可能エネルギー事業を検討する際、発電のみならず、熱供給、運輸・交通エネルギーについても包括的に検討する【電・熱・運の包括的検討】。
- 福知山市は、再生可能エネルギー事業が、地域における新産業の創出や既存事業体の新たなビジネスチャンスを生み出し、雇用拡大にも寄与する可能性を秘めることを認識する【地域経済への貢献】。
- 福知山市は、再生可能エネルギー事業を検討する際、そのあらゆる便益が地域内にとどまり循環するために、地域内の主体によるエネルギーの地産地消のしくみを整え、地域産エネルギーを率先して買い取るなどのサポート策を講じる【便益の域内循環】。
- 福知山市は、再生可能エネルギー事業における地城市民・事業体ならびに自らの重要な役割を認識する。利害関係者の積極的な参画と協働の場を提供するとともに、自らがその協働事業推進のために主導的な役割を担う【協働による事業推進】。
- 福知山市は、再生可能エネルギー事業による利益を公共施設への投資や市民生活のサービス改善に還元するとともに、次のエネルギー事業・政策に活用し、エネルギー自立に向けて活動を発展させていく【事業の継続・発展】。

- 福知山市は、再生可能エネルギー事業を含めたエネルギー政策の効果的な推進のために、域内の主体との連携による中間支援組織（行政や地域などを取り持つNPOなどの組織）や地域電力会社などの設立・活用について、積極的に検討する【組織体制の強化】。
- 福知山市は、再生可能エネルギー事業を含めたエネルギー政策の効果的な戦略設定・事業開発及び実践に向けて、積極的に研究活動を行う【研究の推進】。
- 福知山市は、原発に依存しない社会の実現や、温室効果ガス排出実質ゼロの目標を掲げ、その実現のために、再生可能エネルギー事業を積極的かつ継続的に推進する【原発電力からの脱却と温室効果ガス排出実質ゼロ】。
- 福知山市は、再生可能エネルギーを生かした子どもたちへの環境教育の実践や世代間交流の機会をつくり、新エネ・省エネの推進を行う【環境教育の推進】。

5. 福知山市関連施設（及び土地）の活用に関する提言

埋立て処分場や終末処理場、小学校跡地などの福知山市関連施設及び土地における今後の有効活用策として、太陽光発電所等への活用の可能性を検討するべく、龍谷大学政策学部 深尾昌峰准教授によりポテンシャル調査が行われ、評価が示された。（別添資料）

本調査でリストアップされている市域内のサイトは、深尾准教授から評価がなされているように、さまざまなポテンシャルを有している。これらのサイトで実際に事業を展開する際には、前節で提起した基本的スタンスを遵守し、「収奪型」ではなく「地域循環型」で事業をデザインすることが決定的に重要である。

まず、計算しやすい太陽光から開始し、その事業の利益を呼び水にして、小水力発電やバイオマス発電などの検討を行っていく。つまり、単発の事業で終わらせることなく長期的な戦略を持って進めることが求められる。

また、事業化の際には、台風などによる水害など自然災害が多い地域性を鑑み、緊急時におけるエネルギーの安定確保に貢献する事業設計を行うことが重要である。

6. 福知山のポテンシャルを活かした再エネ事業の展開に関する提案

以上のようなスタンスで地域エネルギー政策および事業が企画・実践されれば、実践の主体やファイナンスの手法に関わらず、おおよそ持続可能な福知山市に寄与しうる事業を展開できると考える。本章ではそれを前提として、より具体的な再エネ事業例をいくつか提示する。

○ 地域みんなで毎年メガソーラープロジェクト

京都府統計書によれば、平成27（2015）年には福知山市内で534軒の新築住宅が着工されている。新築時は太陽光発電設置の好機であり、仮にこのうちの200軒に5kWのシステムを設置できれば、それだけで毎年福知山市内に1MWの「メガソーラー」が誕生することとなる。上記の着工件数は賃貸住宅も含む数字であることから200軒という数字は簡単なものではないが、賃貸住宅や既存住宅への設置分も含めれば、毎年MW規模の太陽光発電を市内の住宅の屋根に導入することは非現実的な数字ではない。これを10年続けることができれば、累積設置量は10MWとなり、累積約30億円が地域の工務店や電気工事店に投資されることとなる。

この実現のためには工務店の協力が欠かせない。例えば、工務店と連携し、太陽光発電を「オプション扱い」ではなく「基本設備」として住宅の初期プランに盛り込んで施主に提案をしてもらい、市はプロジェクトに協力する工務店名をウェブサイト等で広報することで、補助金を追加的に出すことなく設置率を増加させられる可能性がある。（※京都府が同様の小規模社会実験として、再エネ・省エネ設備の導入に熱心な工務店を「再エネコンシェルジュ」に認定して、ウェブサイト等で広報する制度を開始している。連携をとるのも1つの方法である。）

これを「地域みんなで毎年メガソーラープロジェクト」などの名称でプロジェクト化し、工務店の協力を得て進捗管理を行う。

○ メタン発酵発電事業

現在、福知山市内で発生する下水汚泥は、ほぼ全量が焼却・埋立処分されており、再生可能エネルギーとしての活用はほとんど行われていない状況にある。そこで、福知山市における再生可能エネルギー活用事業のひとつとして、メタン発酵施設を導入し、下水汚泥を原料としてメタンガス発電を行うとともに、発電した電気を電力会社に売電することで、新たなエネルギー供給システムを構築する。また、併せて堆肥化施設も導入すれば、メタン発酵に伴い発生する消化汚泥を堆肥化して地域内の農家等で使用することも可能になり、農業の活性化も図れる。

地域内で発生する下水汚泥を様々な形で活用することにより、焼却に係るコストの削減のみならず、新たな産業や雇用の創出、地域経済の活性化にもつなげられる可能性がある。

○ 未利用間伐材活用事業

現在、福知山市では、間伐の際に搬出できずそのまま森林に残した未利用間伐材について、そのほとんどが放置されたまま活用されていない状況となっている。また、近年台風や豪雨による河川の氾濫、土砂崩れなどの自然災害が多く発生しており、その対策として災害の一要因となっている森林の整備を行い被害の軽減を図るとともに、未利用間伐材の

有効活用を推進する必要がある。そこで、木質燃料製造施設を導入して、未利用間伐材を森林から搬出して原料とし、間伐材C材と併せてペレット、チップなどの木質燃料を製造する。さらに、公共施設や避難所等にストーブを普及し、化石燃料に代わる再生可能な燃料として、また災害時における熱源として、木質燃料の利用を推進する。森林の整備を行い、未利用間伐材を活用することで、地域住民の生活環境改善を図り、災害に強く、安心・安全で暮らしやすいまちづくりを行う。

○ 環境パークごみ焼却炉の余熱利用

環境パーク内焼却炉において、ごみを焼却する際、大量の熱が発生するが、現在は環境パーク内の一部でしか熱利用されておらず、この熱を有効活用することが重要であると考える。そこで、温水変換設備、蒸気変換設備を導入し施設内外での給湯・暖房等に利用することで、エネルギー回収システムを構築し、また施設の維持管理に係るコストの削減を図る。

○ 公共施設太陽光発電事業（牧太陽光発電所）

再生可能エネルギー事業の第一歩として、「福知山市再生可能エネルギー活用プラン」に記載されている公共施設太陽光発電事業を進めると共に、実現が比較的容易な埋立処分場を活用する牧太陽光発電（仮称）を進め、再生可能エネルギーによる収益の確保や商用電力の購入量を減らすなど、市の財政に貢献する事業を行う。有利な補助金制度があり、採算が取れるのであれば、できるだけ早期に行うべき具体的な事業である。

当初の事業主体は福知山市の単独となると想定するが、将来的に福知山市が小売電力事業に参入（参画）することを、本事業を行う前提とすべきである。もちろん、今後電力自由化が進むに従い、電力小売事業の業態も変化することが考えられるが、この機会に事業モデルを立ち上げておかなければ、地域におけるエネルギー政策の中核化やエネルギー自立といった動きから大きく立ち後れる可能性がある。

○ 太陽熱温水器の設置促進

家庭で使うエネルギーの用途別消費量は、平成27（2015）年度で給湯28.4%、暖房24.8%で計53.2%である。この給湯・暖房は太陽熱エネルギーの利用が可能で、太陽光発電のエネルギー効率約20%に対して太陽熱利用のエネルギー効率は40～60%に昇る。また、設置費用は太陽光発電が3kW発電システムで100万円程度かかるのに対して30万円程度で、冬を除けば家庭で使用する給湯量を充分まかなえるポテンシャルを持っている。設置面積においても、太陽熱利用の方が太陽光発電のパネル面積に対して半分以下に抑えることができ、太陽光発電が設置不可能な屋根にも設置することができる。

能である。

また、貯湯量は200～300リットルと電気温水器と同等以上であり、本年福知山市東部地域で1月28日に発生した2日間、40自治会約6000戸にも及ぶ断水など、これから想定されるインフラの老朽化に伴うライフラインの途絶という事態などにも非常用として使用可能である。よって、エネルギー効率にも設置コスト、設置の容易性、災害時対応にも優れた太陽熱温水器の設置促進を促すことが必要と考える。

そのためには、市が現在進めている、太陽光+蓄電池、雨水貯留槽の補助金と同じように、少額でもよいので補助金制度を設ける。また、新築や改築の際に設置した場合は、住宅ローンの枠をその分増やしたり、金利を下げるなどして、地域の金融機関と連携した優遇制度を設置するといった制度設計を行う。

○ 太陽光発電2019年度問題に対する対応

固定電力買取制度が10年を迎えることから、家庭用の余剰電力の買取期間である10年が終了した家庭では、現在のFIT単価の1/4程度でしか売れなくなるといわれている。自家使用でも使いきれない福知山産の余剰電力を、この相場より高く買い取り、市内の公共施設で活用するといった地産地消のしくみ（新電力会社の設立や、市内で循環サイクルを作れる電力会社との連携など）を検討する必要がある。

福知山市再生可能エネルギー事業化検討会議 委員名簿

■委員 7名

所 属	職 名	氏 名	備考
株式会社長田野ガスセンター	総務部次長	河田 一彦	
株式会社京都銀行	福知山支店 理事支店長	村上 央	
京都府地球温暖化防止活動推進センター	事務局長	木原 浩貴	
京都北都信用金庫	地域創生事業部 理事部長	足立 渉	副会長
福知山都市ガス株式会社	営業企画部長	井上 傑	
福知山バイオマス研究開発事業協同組合	バイオマス活用 アドバイザー	平田 浩之	
龍谷大学 政策学部	准教授	的場 信敬	会長

協議経過

	開催日	内容
第1回	平成29年10月5日(木) 14:30～16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・会議の趣旨説明 ・会長・副会長の互選 ・福知山市の再生可能エネルギーの現状説明 ・意見交換
第2回	平成29年12月7日(木) 14:30～16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー政策の包括的ビジョンについて ・市の想定している事業の進め方について
第3回	平成30年1月9日(火) 14:30～16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・再エネを活用した将来ビジョンの作成について ・ビジョンにつながる再エネ事業の検討について ・今後の検討について
第4回	平成30年2月27日(火) 14:30～16:30	<ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー事業の推進に関する提言について ・再生可能エネルギー事業の具体的な事例について ・報告書のまとめについて

福知山市再生可能エネルギー事業化検討会議 設置要綱

(目的)

第1条 再生可能エネルギーの活用による地球温暖化防止及び地域経済の活性化を目的に、事業として成立する具体的なビジネスモデルを検討するため、「福知山市再生可能エネルギー事業化検討会議」(以下「検討会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は前条の目的を達成するために、次の事項について検討する。

- (1) 本市域に利益を生み出すことができる再生可能エネルギー事業。
- (2) 事業実施のために必要なこと。

(委員及び組織)

第3条 検討会議の委員は、学識経験者、民間企業、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、委嘱の日から平成30年3月31日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、任期の延長ができるものとする。
- 3 検討会議に会長及び副会長をそれぞれ1名置き、委員の互選によって定める。
- 4 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 検討会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 検討会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(関係者の出席等)

第5条 検討会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第6条 検討会議の庶務は、市民人権環境部環境政策室において行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年8月7日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(別添資料)

福知山市 太陽光発電所候補地ポテンシャル調査結果

目次表卷期：2017年10月

第五章 調查內容 · 捕撈方位確認

現状確認のための検討

同送電者の確認

候補地	川合小学校	育英小学校	明正小学校	第3期里立処分場	大江中部浄化センター	福知山終末処理場
所在地	福知山市三和町上川合647	福知山市夜久野町高内159-3	福知山市夜久野町井田522	福知山市学牧285	福知山市大江町波美	福知山市荒河
面積	7,830m ² (建物面積4,229m ² 、運動場3,608m ²)	8,601m ² (建物面積3,325m ² 、運動場5,276m ²)	8,699m ² (建物面積2,727m ² 、運動場5,972m ²)	13,919m ²	1,100m ²	7,920m ²
備考	2015年3月31日閉校	2013年3月31日閉校	2013年3月31日閉校	2013年3月31日閉校	2013年3月31日閉校	2013年3月31日閉校
評価						
適地性	△ 運動場の敷地は南向きに開けており、太陽光発電の環境としては良好	△ 運動場の敷地は南向きに開けており、太陽光発電の環境としては良好	○ 運動場の敷地は南向きに開けており、太陽光発電を及ぼすと考えられる大木が数本あるが、伐採すれば、発電量が低下する可能性がある。運動場の中心に古墳が存在し、大規模な設置可能面積は限られた面積となる。	○ 運動場の敷地は南向きに開けており、太陽光発電を及ぼすと考えられる大木が数本あるが、伐採すれば、発電量が低下する可能性がある。運動場の敷地は南向きに開けており、太陽光発電を及ぼすと考えられる大木が数本あるが、伐採すれば、発電量が低下する可能性がある。運動場の敷地は南向きに開けており、太陽光発電を及ぼすと考えられる大木が数本あるが、伐採すれば、発電量が低下する可能性がある。運動場の敷地は南向きに開けており、太陽光発電を及ぼすと考えられる大木が数本あるが、伐採すれば、発電量が低下する可能性がある。	△ 施設部分は、設置可能面積が狭く、今回は対象外	△ 施設部分は、設置可能面積が狭く、今回は対象外
規模	△ 300kW	△ 200kW	△ 200kW	△ 600kW	△ 150kW	△ 650kW
ボリューム要素	○ 運動場の敷地は南向きに開けている。	-	-	-	-	-
ネガティブ要素	△ 南から南東にかけて大木があり、伐採が必要 ・校舎屋上部分は建築基準など耐荷重の測定が必要 ・仮にF11活用モデルであれば、20年間の耐用年は困難と見なされる。 ・運動場利用を行っている住民との合意形成	△ 南から南東にかけて大木があり、伐採が必要 ・校舎屋上部分は建築基準など耐荷重の測定が必要 ・仮にF11活用モデルであれば、20年間の耐用年は困難と見なされる。 ・運動場利用を行っている住民との合意形成	△ 校舎屋上部部分は、設置可能面積が狭く、今回は対象外	△ 校舎屋上部部分は、設置可能面積が狭く、今回は対象外	△ 校舎屋上部部分は、設置可能面積が狭く、今回は対象外	△ 校舎屋上部部分は、設置可能面積が狭く、今回は対象外
作業可能性	○ 進入スペースあり	△ 進入スペースが狭く、校門前が勾配のきつい坂になっていることから大型車での搬入は困難。	○ 進入スペースあり	○ 校門前の道が狭いが、作業車の進入	○ 民家が隣接しているが、反射光の問題はない(想定される設置場所より北側に民家があるため)	○
その他						施設内の現地調査が必要であり、その上で設置可能かどうかの判断となる